



第96回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月25日(木曜日)
午前10時

場所 富山市牛島町15番1号
北電ビル 2階大ホール

議決権行使期限：2020年6月24日(水曜日)
午後5時まで

目次

第96回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類(議案および参考事項)	4
添付書類	
事業報告	23
連結計算書類	40
計算書類	49
監査報告	57
株主総会会場ご案内	裏表紙

〈新型コロナウイルス感染症への対応について〉

- ・感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、**極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。**
- ・マスクを着用されない方、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方はご入場をご遠慮いただきます。
- ・本株主総会は、感染拡大防止のため、議場における報告事項や議案の詳細な説明を省略させていただくなどにより、開催時間を短縮させていただきます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ホームページ(<http://www.rikuden.co.jp/>)より、発信情報をご確認くださいませよう、あわせてお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月4日

株 主 各 位

富山市牛島町15番1号

北陸電力株式会社

代表取締役会長 久 和 進

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。株主の皆さまにおかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、**極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。**

お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。以下のいずれかの方法により、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」を必ずご確認のうえ、上記の行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

なお、書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とし、インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 富山市牛島町15番1号
北電ビル 2階大ホール

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告，連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役5名選任の件

<株主提案（第5号議案から第10号議案まで）>

- 第5号議案 定款一部変更の件（1）
- 第6号議案 定款一部変更の件（2）
- 第7号議案 定款一部変更の件（3）
- 第8号議案 定款一部変更の件（4）
- 第9号議案 定款一部変更の件（5）
- 第10号議案 定款一部変更の件（6）

上記各号議案の内容等は，後記の「株主総会参考書類」に記載してあります。

以 上

<株主さまへのお願い>

- ・会場受付付近で，株主さまのためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主さまは，マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクを着用されない株主さまはご入場をご遠慮いただきます。
- ・会場受付付近で検温をさせていただき，発熱があると認められる方，体調不良と思われる方はご入場をご遠慮いただきます。
- ・株主総会の運営スタッフは，体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては，新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から，議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主さまにおかれましては，事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ホームページ（<http://www.rikuden.co.jp/>）より，発信情報をご確認くださいませよう，あわせてお願い申し上げます。

（株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ホームページ（<http://www.rikuden.co.jp/>）に掲載してお知らせいたします。）

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使の方法について

(1) パソコンまたは携帯電話をご利用の方

以下のウェブサイトアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力の場合、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトURL】 <https://www.web54.net>

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただき、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。（「議決権行使コード」および「パスワード」のご入力は不要です。）

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

2. 議決権行使に関する注意事項について

- (1) インターネットによる議決権行使は、2020年6月24日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。
- (3) パソコン、携帯電話またはスマートフォンのインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
(専用ダイヤル) ☎0120-652-031 (午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分にあたりましては、安定配当を継続し、株主の皆さまにお応えしていくとともに、経営基盤の安定・強化に資するため、内部留保の充実を図っていくことを基本方針としております。

2017年度および2018年度におきましては、厳しい収支状況等を踏まえ、誠に遺憾ながら、2年連続で無配とさせていただきましたが、当年度につきましては、事業報告に記載のとおり、一定程度の利益を確保することができたことから、復配することといたしました。

期末における配当金の水準につきましては、財務体質の回復を図る必要があることを勧案し、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

第96期 期末配当に関する事項

- | | | |
|---------------------------|-------------------|----------------|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭 | |
| (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 | | |
| | 当社普通株式1株あたりの期末配当金 | 10円 |
| | 期末配当金総額 | 2,087,758,730円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | | 2020年6月26日 |

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(目的)	(目的)
第2条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 電気事業	(1) (現行どおり)
(2) 電気機械器具および蓄熱式空調設備・給湯装置その他の電気の効率利用に資する設備の製造、販売、賃貸、設置、運転および保守	(2) (現行どおり)
(3) 蒸気、温水、冷水等による熱供給事業	(3) (現行どおり)
(4) ガス供給事業	(4) (現行どおり)
(5) 情報処理サービスおよびソフトウェアの開発ならびに電気通信事業法に定める電気通信事業	(5) (現行どおり)
(6) 不動産の売買、賃貸借および管理	(6) (現行どおり)
(7) 一般廃棄物、産業廃棄物の処理および再利用ならびにその再生品の販売	(7) (現行どおり)
(8) 土木建築工事の調査、設計、施工および監理	(8) (現行どおり)
(9) 前各号および環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティングならびに技術ノウハウの販売	(9) (現行どおり)
(新 設)	<u>(10) 経営上必要と認める他の会社への投資</u>
<u>(10) 前各号に付帯関連する事業</u>	<u>(11) (現行どおり)</u>

第3号議案 取締役11名選任の件

現任取締役10名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営諸課題を着実に推進していくため、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

(五十音順、※印は新任候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	安宅建樹 (1950年7月13日生)	1973年4月 株式会社北國銀行入行 2004年6月 同行専務取締役 2006年6月 同行代表取締役頭取 (現在に至る) 2006年7月 社団法人石川県銀行協会 (現一般社団法人石川県銀行協会) 会長 (現在に至る) 2014年4月 一般社団法人金沢経済同友会代表幹事 2016年11月 金沢商工会議所会頭 (現在に至る) 2017年6月 当社取締役 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 株式会社北國銀行代表取締役頭取 金沢商工会議所会頭 一般社団法人石川県銀行協会会長 澁谷工業株式会社社外監査役	3,500株
<取締役候補者の選任理由> 株式会社北國銀行代表取締役頭取であり、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、その企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かして頂くため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
2	石黒伸彦 (1957年7月23日生)	1983年4月 当社入社 2012年6月 当社執行役員石川支店長 2015年6月 当社取締役 常務執行役員 2017年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 (現在に至る) 当社地域共生本部長 原子力本部長委嘱 (現在に至る)	29,562株
<取締役候補者の選任理由> 1983年の入社以来、主に原子力発電関係業務に従事し、現在、代表取締役副社長 副社長執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	※ おおにし ほん じ 大 西 賢 治 (1961年3月27日生)	1983年4月 当社入社 2013年6月 当社配電部長 2016年6月 当社執行役員品質管理部長 2018年6月 当社常務執行役員品質管理部長 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 日本海発電株式会社代表取締役社長	6,926株
<取締役候補者の選任理由> 1983年の入社以来, 主に配電関係業務に従事し, 現在, 常務執行役員品質管理部長を務めております。当社での豊富な業務経験を有し, 当社および当社グループ経営全般を担う取締役として適任であり, 新たに取締役として選任をお願いするものであります。			
4	かな い かつか 金 井 豊 (1954年10月19日生)	1977年4月 当社入社 2010年6月 当社常務取締役 2013年6月 当社代表取締役副社長 2015年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 黒部川電力株式会社代表取締役	43,355株
<取締役候補者の選任理由> 1977年の入社以来, 主に原子力発電関係業務に従事し, 現在, 代表取締役社長 社長執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	<p>川田達男 (1940年1月27日生)</p>	<p>1962年3月 福井精練加工株式会社(現セーレン株式会社)入社 1985年8月 セーレン株式会社常務取締役 1987年8月 同社代表取締役社長 2003年6月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者 2005年10月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者兼最高経営責任者 2006年6月 福井県経営者協会会長 2008年6月 当社監査役 2009年3月 福井商工会議所会頭 2011年6月 セーレン株式会社代表取締役会長兼社長兼最高執行責任者兼最高経営責任者 2014年6月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者(現在に至る) 2015年6月 当社取締役(現在に至る) <重要な兼職の状況> セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者 KBセーレン株式会社代表取締役会長 Seiren U.S.A. Corporation取締役会長 ダイキン工業株式会社社外取締役 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ社外取締役(監査等委員) 富士フイルムホールディングス株式会社社外取締役</p>	31,900株
<p><取締役候補者の選任理由> セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者であり、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、その企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かして頂くため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	<p>久和進 (1949年6月22日生)</p>	<p>1972年4月 当社入社 2003年6月 当社取締役 2004年6月 当社常務取締役 2007年6月 当社代表取締役副社長 2010年4月 当社代表取締役社長 2015年6月 当社代表取締役会長(現在に至る) <重要な兼職の状況> 北陸経済連合会会長 一般財団法人北陸産業活性化センター会長 呉羽観光株式会社代表取締役社長 とやま医療健康システム株式会社代表取締役社長 株式会社カターレ富山代表取締役会長</p>	88,304株
<p><取締役候補者の選任理由> 1972年の入社以来、主に電力流通関係業務に従事し、現在、代表取締役会長を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	塩谷 誓勝 <small>しお なに せい しゅう</small> (1960年4月13日生)	1983年4月 当社入社 2014年6月 当社火力部長 2016年6月 当社執行役員火力部長 2018年6月 当社取締役 常務執行役員 (現在に至る)	4,634株
<取締役候補者の選任理由>			
1983年の入社以来, 主に火力発電関係業務に従事し, 現在, 取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
8	高木 繁雄 <small>たか き しげ おお</small> (1948年4月2日生)	1971年4月 株式会社北陸銀行入行 1998年6月 同行取締役 2002年6月 同行代表取締役頭取 2002年7月 社団法人富山県銀行協会 (現一般社団法人富山県銀行協会) 会長 2003年9月 株式会社ほくぎんフィナンシャルグループ (現株式会社ほくほくフィナンシャルグループ) 代表取締役社長 2009年4月 富山経済同友会代表幹事 2013年6月 株式会社北陸銀行特別顧問 2013年11月 富山商工会議所会頭 (現在に至る) 2014年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役 (現在に至る) 2016年7月 株式会社北陸銀行特別参与 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 富山商工会議所会頭 日医工株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外監査役 川田テクノロジーズ株式会社社外監査役	15,000株
<取締役候補者の選任理由>			
株式会社ほくほくフィナンシャルグループ代表取締役社長および株式会社北陸銀行代表取締役頭取を経験されるなど, 経営に関する幅広い知識・経験を有しており, その企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かして頂くため, 引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
9	※ 平田 互 <small>ひら た ひと</small> (1962年6月22日生)	1986年4月 当社入社 2012年7月 当社経営企画部 (副部长) (経営企画担当) 2014年6月 当社経営企画部部长 2018年6月 当社執行役員経営企画部部长 (現在に至る)	3,800株
<取締役候補者の選任理由>			
1986年の入社以来, 主に経営企画関係業務に従事し, 現在, 執行役員経営企画部部长を務めております。当社での豊富な業務経験を有し, 当社および当社グループ経営全般を担う取締役として適任であり, 新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
10	まつだこうじ 松田光司 (1962年11月11日生)	1985年4月 当社入社 2015年7月 当社エネルギー営業部長 2016年6月 当社執行役員営業本部エネルギー営業部長 2018年6月 当社執行役員石川支店長 2019年6月 当社取締役 常務執行役員 (現在に至る)	25,300株
<p><取締役候補者の選任理由> 1985年の入社以来, 主に営業関係業務に従事し, 現在, 取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
11	みづたにかずひさ 水谷和久 (1961年6月12日生)	1984年4月 当社入社 2013年6月 当社総務部長 2015年6月 当社執行役員石川支店長 2018年6月 当社取締役 常務執行役員 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 北電パートナーサービス株式会社代表取締役社長 北陸電力ウィズスマイル株式会社代表取締役社長	5,800株
<p><取締役候補者の選任理由> 1984年の入社以来, 主に法務関係業務に従事し, 現在, 取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注)
- 1 安宅建樹, 川田達男および高木繁雄の各氏は, 社外取締役候補者であります。
 - 2 安宅建樹, 川田達男および高木繁雄の各氏につきましては, 株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し, 届け出ております。
 - 3 安宅建樹, 川田達男および高木繁雄の各氏は, 現在, 当社の社外取締役であり, 就任してからの年数は, 本総会終結の時をもって, 川田達男および高木繁雄の両氏は5年, 安宅建樹氏は3年であります。なお, 川田達男および高木繁雄の両氏は, 過去の当社の社外監査役でありました。
 - 4 当社は, 安宅建樹, 川田達男および高木繁雄の各氏との間で, 会社法第423条第1項に関する取締役の責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しており, 各氏の選任が承認可決された場合には, 当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役5名選任の件

現任監査役5名は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

(五十音順、※印は新任候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あきばえつこ 秋庭悦子 (1948年7月10日生)	1971年4月 日本航空株式会社入社 1989年7月 電気事業連合会広報部 1996年4月 日本電信電話株式会社関東支社広報部 1999年6月 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会（現公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会）理事 2003年5月 特定非営利活動法人あすかエネルギーフォーラム 理事長 2010年1月 内閣府原子力委員会委員 2014年5月 特定非営利活動法人あすかエネルギーフォーラム 理事長 再就任（現在に至る） 2015年6月 当社監査役（現在に至る） <重要な兼職の状況> 特定非営利活動法人あすかエネルギーフォーラム理事長	5,200株
<監査役候補者の選任理由> 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事や内閣府原子力委員会委員を務めるなど、その経歴を通じて培った専門的な知識と幅広い経験を有しており、消費生活やエネルギー・環境に関する専門家としての豊富な経験や識見を活かして、客観的な立場から監査をして頂くため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。 同氏は、これまで直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	伊東 忠 昭 (1949年2月16日生)	1971年4月 株式会社福井銀行入行 2008年6月 同行取締役兼代表執行役専務 2010年3月 同行取締役兼代表執行役頭取 2010年3月 一般社団法人福井県銀行協会会長 2015年6月 株式会社福井銀行取締役会長 2015年6月 当社監査役 (現在に至る) 2019年6月 株式会社福井銀行顧問 (現在に至る) 2019年11月 福井商工会議所会頭 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 福井商工会議所会頭	7,900株
<p><監査役候補者の選任理由> 株式会社福井銀行取締役兼代表執行役頭取を経験されるなど、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、その企業経営者としての豊富な経験や識見を活かして、客観的な立場から監査をして頂くため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			
3	※ 江田 明 孝 (1963年3月22日生)	1985年4月 当社入社 2014年7月 当社七尾大田火力発電所長 2015年6月 当社環境部長 2018年6月 当社執行役員環境部長 (現在に至る)	9,800株
<p><監査役候補者の選任理由> 1985年の入社以来、主に火力発電関係業務に従事し、現在、執行役員環境部長を務めております。監査に必要となる当社での豊富な業務経験と火力発電・環境管理に関する知見を有し監査役として適任であり、新たに監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	ほそ かわ とし ひこ 細川 俊彦 (1946年1月20日生)	1970年4月 検事任官 1981年4月 大阪弁護士会登録 1985年4月 富山県弁護士会登録 2000年4月 金沢大学法学部教授 2004年4月 金沢大学法科大学院教授 2004年4月 富山県弁護士会再登録（現在に至る） 2015年6月 当社監査役（現在に至る） ＜重要な兼職の状況＞ 弁護士 富山市個人情報保護審査会会長 富山市行政不服審査会会長 富山県個人情報保護審議会会長 富山県都市計画審議会会長 富山県国土利用計画審議会会長	1,533株
<p>＜監査役候補者の選任理由＞</p> <p>弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、その法律の専門家としての豊富な経験や識見を活かして、客観的な立場から監査をして頂くため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏は、これまで直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したものであります。</p>			
5	みず しみ やす ひと 水上 靖仁 (1958年11月30日生)	1981年4月 当社入社 2009年6月 当社支配人経理部長 2012年6月 当社執行役員東京支社長 2015年6月 当社執行役員経営企画部長 2018年6月 当社常勤監査役（現在に至る）	16,100株
<p>＜監査役候補者の選任理由＞</p> <p>1981年の入社以来、主に経営企画・経理関係業務に従事し、現在、常勤監査役を務めております。当社での豊富な業務経験と財務・会計に関する知見を有しており、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1 秋庭悦子、伊東忠昭および細川俊彦の各氏は、社外監査役候補者であります。
- 2 秋庭悦子、伊東忠昭および細川俊彦の各氏につきましては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
- 3 秋庭悦子、伊東忠昭および細川俊彦の各氏は、現在、当社の社外監査役であり、就任してからの年数は、各氏とも本総会終結の時をもって5年であります。
- 4 当社は、秋庭悦子、伊東忠昭および細川俊彦の各氏との間で、会社法第423条第1項に関する監査役の実任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。

<株主提案（第5号議案から第10号議案まで）>

第5号議案から第10号議案までは、株主提案によるものであります。

なお、提案株主（108名）の議決権の数は、1,208個であります。

第5号議案 定款一部変更の件（1）

○議案内容

以下の章を新設する。

第7章 志賀原子力発電所の廃炉措置

第44条 志賀原子力発電所は1号機，2号機ともに再稼働せず，廃炉にする。

第45条 再稼働の前提となる敷地内および周辺の地質調査は打ち切り，また，追加の安全対策工事は行わない。

第46条 原子力規制委員会に申請中の2号機の新規制基準への適合性確認審査は取り下げ，1号機の新規制基準への適合性確認審査は申請しない。

○提案理由

志賀原発が9年以上停止しても電力供給に支障は生じていない。一方，原発の維持管理費は発電量ゼロでも年間400億円以上，再稼働に必要な対策工事費は少なくとも2千億円近くかかる。2号機は6年前に原子力規制委員会に新規制基準への適合性審査を申請したが，敷地内活断層問題で審査は難航し審査合格は危ぶまれ，再稼働のための巨額投資は回収できない可能性がある。無理に再稼働して大事故を起こせば，東京電力が福島事故後いまだに実質国有化されている実態からも分かるように，本会社が経営破綻するリスクは大きい。

この間，RE100（使用電力を全て再エネで賄うと宣言する世界的企業連合）に加盟する国内企業は今年1月現在で31社と急増し，昨年秋には国内中小企業版RE100も発足し，再エネ電力需要の高まりはめざましい。消費者の要望に応えるために速やかに原発廃炉を決断し，再エネへのシフトに向けて投資を進めるべきである。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しい我が国では、安全確保を大前提に、原子力を活用すべきと考えております。国のエネルギー基本計画においても、原子力は「重要なベースロード電源」と明記されております。

当社は、「低廉で良質なエネルギーを安定的にお届けする」という社会的使命を果たすため、供給安定性、経済性に優れ、発電時にCO₂を排出しないことから電力の安定供給確保や低炭素社会を支える基盤である志賀原子力発電所の早期再稼働が最重要課題と考えております。今後も引き続き、新規制基準への適合性確認審査に的確に対応するとともに、安全性向上工事を着実に進め、十分な安全性を確保した上で、地域の皆さまのご理解のもと、早期再稼働を目指してまいります。

志賀原子力発電所は、当社にとって必要不可欠な電源であり、廃止措置を行う予定はございません。

第6号議案 定款一部変更の件（2）

○議案内容

以下の章を新設する。

第8章 原子力本部の業務の抜本的見直し

第47条 本会社の原子力本部は以下の業務を行う。

- (1) 停止中の原子力発電所の安全管理
- (2) 廃炉をより安全に進めるために必要となる具体的な工程、安全管理、労働者被曝防止などについて、国内外の先行事例も踏まえた調査研究および実施
- (3) 発電所内に保管している核燃料の安全管理。とくに使用済み核燃料の安全管理、およびそのリスクを低減するための措置に関する調査研究
- (4) 原子力防災業務（本会社の施設内だけでなく、周辺自治体の防災業務の支援も含む。）
- (5) 福島原発事故の原因究明、および事故対応、事故収束作業の実態、東京電力の被害弁償の実態などの調査および検証、ならびにそれらの結果の公表
- (6) 前各号に付帯関連する業務

○提案理由

志賀原発では原子炉建屋への雨水流入等の事故が繰り返されており、安全管理の強化が必要である。さらに敷地内活断層だけでなく近傍の富来川南岸断層、能登半島地震の震源断層や邑知潟断層帯等の活断層に囲まれているので、停止中でも地震や津波による核災害の危険性は免れない。したがって廃炉作業を安全に進めるには地震や他の自然災害との複合災害、テロ等想定外の事態にも備えることが前提となる。

万が一、核災害が起きたら事故拡大を防ぎ速やかな収束に努めるとともに、発生者責任の原則に基づき防災業務を担い、周辺自治体の防災業務を支援できるように備えるべきである。

福島第一原発事故後の廃炉作業はまだまだ続き、損害賠償を請求する集団訴訟が各地で継続している。廃炉作業の支援だけでなく、被害弁償の実態などの調査も今まで原発を推進してきた事業者としての当然の責務である。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

志賀原子力発電所は、供給安定性等の面から当社にとって必要不可欠な電源であり、廃止措置を行う予定はなく、早期再稼働を目指してまいります。

なお、発電所が停止している間も、巡視点検や機器の点検等、安全管理を確実に実施しております。

使用済燃料を含む発電所内で保管している燃料につきましては、発電所の使用済燃料貯蔵プールにおいて適切に貯蔵・管理しております。貯蔵プールは十分な耐震性を有するとともに、非常用電源の強化や注水手段の多様化等を図っており、現行の貯蔵方式は十分な安全性を有しております。

原子力防災につきましては、原子力事業者防災業務計画に原子力災害の発生・拡大防止と復旧について定め、継続的に訓練を実施するなど適切に対応するとともに、自治体主催の訓練に参加するなど周辺自治体との連携を深めております。

したがって、あらためてご提案の規定を定款に設ける必要はないと考えております。

第7号議案 定款一部変更の件（3）

○議案内容

以下の章を新設する。

第9章 プルトニウムの分離および利用の禁止

第48条 本社は使用済み核燃料を直接処分し、再処理によるプルトニウム分離は行わない。

第49条 プルサーマル発電は行わない。

○提案理由

国が推進しようとしている核燃料サイクル政策は、サイクルの要である高速増殖炉もんじゅの廃炉がすでに決定し、政策そのものが破綻している。原子力規制委員会の前委員長・田中俊一氏も月刊誌「選択」昨年11月号で「日本の原子力政策は嘘だらけ。最大の問題は核燃料サイクルに拘泥していること」と述べ、実用化できない核燃料サイクル政策は転換すべきと指摘している。

再処理は経済的合理性がない上、非常に危険で環境負荷が甚大である。六ヶ所再処理工場がフル操業すれば、海に放出されるトリチウムだけでも、一年間で福島第一原発の汚染水中のトリチウムの10倍以上、それに加えて大気中にも各種の放射性物質が放出されることになるのだ。

2010年6月、本社は石川県と志賀町に1号機におけるプルサーマルに係る事前了解の協議を申し入れたが、プルトニウムを利用するプルサーマルは断念し、この申し入れを速やかに取り下げるべきである。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

国のエネルギー基本計画では、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済み燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進が基本的方針とされ、「再処理やプルサーマル等を推進する」旨が明記されております。

また、再処理等を安定的・継続的に進めるため、再処理等拠出金法に基づき、国の一定の関与のもと再処理等を着実に実施していくための基盤が整備されており、当社は、国の基本方針に従い、これらを実施してまいります。

第8号議案 定款一部変更の件（4）

○議案内容

以下の章を新設する。

第10章 情報公開の積極的な推進、および十分な情報公開に基づく双方向の対話活動の充実

第50条 情報公開のより一層の充実に努め、とくに原子力発電についてはリスクに関する情報も含めてより具体的に公表する。

- (1) 電源別の発電単価を実績値に基づき年度ごとに公表する。
- (2) 使用済み核燃料再処理に係る費用、廃炉に備える積立金、原子力損害賠償・廃炉等支援機構への一般負担金額等、将来にわたるコストも含めて具体的に公表する。

とくに、安全対策工事や特定重大事故等対処施設工事等に要する費用は、工事の進捗状況に応じて見積りの段階から具体的に公表する。

- (3) 本会社が保有している使用済み核燃料および使用済み核燃料から取り出されたプルトニウムの量、また放射性廃棄物の量について、どこにどれだけ保管されているのか等を、その管理状況も含め分かりやすく公表する。
- (4) 二酸化炭素排出量を公表する。
- (5) 送配電網の運用状況について、電源別の供給量も含めて、リアルタイムできめ細かく、かつ消費者に分かりやすく情報公開する。

第51条 地域社会からの信頼を取り戻すために、双方向の対話活動を充実させる。

- (1) お客様や地域の皆様等からのご意見、質問や要請などには誠意をもって対応する。
- (2) 質問や問合せに対する回答は要請があれば文書回答とし、その内容は公開する。
- (3) 原子力発電に関する一方的な安全キャンペーンや広報のあり方を見直し、批判的な立場の有識者や市民も交えた公開シンポジウム等を企画するなど、真に双方向の対話を目指す。

○提案理由

本年1月23日、原子力規制委員会と本会社との意見交換会では、本会社提出資料の「地域とのコミュニケーション」について、規制委から「御社の危機意識が不足しているのではないか」と厳しく指摘された。それに対して金井社長は「一般的にアンケートを取ると6割は原子力反対です。そういったことは充分承知しております」と答えた。

しかし本会社は、志賀原発の安全対策工事等の具体的な費用についていまだに説明をしていない。昨年7月に発生した志賀原発の非常用高圧電源車火災事故の際も、市民団体が本店に申込書を提出し説明を求めたが、回答書や説明資料は一切なく、口頭で「調査中」と言うだけだった。

電力自由化の中で、消費者に選択してもらえる電力会社であり続けるには、徹底した情報公開により事業の透明性を高めること、さらに脱原発の声をも真摯に受け止めてお客様や地域の皆様との実質的な双方向対話活動に活かすことが求められている。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社は、従来からホームページや有価証券報告書等において、電源別の発電費用、使用済み燃料貯蔵量、放射性廃棄物の発生量・管理状況、二酸化炭素排出係数等を開示しております。また、北陸電力送配電株式会社は、ホームページにおいて、電力系統の利用に関する情報を開示しております。今後も、積極的な情報開示に努めてまいります。

また、説明会や見学会等を通じ、エネルギー・環境問題等について地域の皆さまとの双方向の対話活動を実施しており、今後も継続してまいります。

したがって、あらためてご提案の規定を定款に設ける必要はないと考えております。

第9号議案 定款一部変更の件（5）

○議案内容

以下の章を新設する。

第11章 役員報酬等の個別開示

第52条 本会社の個々の取締役および監査役、相談役、顧問等の報酬、賞与その他の業務執行の対価として本会社から受け取る財産上の利益は、遅滞なく公表する。

○提案理由

株主は取締役会社に会社の経営を委任しており、取締役の重い責任とその報酬額が見合っているか、株主が個別に判断できるようにするのは当然のことである。しかし、取締役および監査役に対する報酬は総額しか公表されず、株主が個別に判断することは不可能となっている。報酬額は明確な基準のもとに決定されているはずであり、取締役会には、基準の根拠を説明し、その額が適当かどうかの判断材料を株主に提示する責務がある。監査役等についても、同様である。

本会社は電力供給という極めて公共性が高い事業を営んでおり、そもそも報酬の原資は電力料金なのだから、自治体の長や議員などの報酬額が開示されているのと同様に、取締役等の報酬は個別開示すべきものであり、「プライバシー保護の観点等から」という非開示の理由は不当である。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

取締役および監査役の報酬限度額につきましては、それぞれ株主総会において決議いただき、その範囲内で、取締役については社外取締役3名と会長・社長の5名による報酬に関する会議での審議を経て取締役会で、監査役については監査役の協議により、各人の報酬額を決定しております。

取締役賞与につきましては、各事業年度の業績等を勘案し、支給の都度、株主総会で総額を決議いただき、取締役会で各人の賞与額を決定しております。

取締役会としては、法令に基づき、経営に係るコストとして取締役および監査役に支給される報酬等の総額を事業報告において開示しております。

このような方法は、適法と認められており、一般的に広く採用されております。

また、相談役、顧問等は当社業務上必要に応じて委嘱しており、報酬等は委嘱内容に応じて適正な金額を決定しております。

なお、各人の報酬額についてはプライバシー保護の観点等から開示しておりません。

第10号議案 定款一部変更の件（6）

○議案内容

第20条および第31条ならびに第33条を以下のとおり変更する。

* 下線部は変更部分，下波線部は新設部分を示す。

《現行定款》

（員数）

第20条 本会社に取締役15名以内を置く。

（相談役）

第31条 本会社に相談役若干名を置くことができる。

2 相談役は、取締役会の決議をもって委嘱する。

（員数）

第33条 本会社に監査役5名以内を置く。

《定款変更案》

（員数と女性登用）

第20条 本会社に取締役8名以内を置き、うち複数名は女性とする。

（相談役等）

第31条 本会社に相談役、顧問、参与等は置かない。

（員数と女性登用等）

第33条 本会社に監査役4名以内を置き、うち複数名は女性とする。

2 本会社の取締役を経験したものは、監査役には就任できない。

○提案理由

経営環境が激変する中、取締役に求められているのは、原発再稼働に固執する硬直した経営方針ではなく、より柔軟な経営姿勢を示すことである。また電力業界や原子力マネーへの不信が高まっている現在、監査役には厳正な監査が求められている。いま必要なのは従業員削減ではなく、役員削減である。

本会社の女性役員は社外監査役1名のみで、昨年7月現在、管理職の女性比率はわずか1.5%だ。昨年の株主総会で金井社長は、女性の役員登用に関する質問に「性別にかかわらず、人物・識見・職務経験等を考慮して適切な人物を選任している」と答弁した。これは「本会社は女性役員の比率を高める努力は一切していない」、「役員に適切な女性は社内にも社外にもいない」と公言するに等しい。女性役員の登用を進めるのは時代の要請であり、積極的な取り組みが求められている。

加えて、責任の所在や権限が不明な相談役、顧問、参与等は廃止するべきである。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社では、経営環境の変化を踏まえて、北陸電力グループ2030長期ビジョンおよび北陸電力グループ第一次中期経営計画を着実に推進していく必要があることから、取締役および取締役の職務の遂行を監査する監査役は相応の人数が必要であると考えております。

また、当社は、男女の別なく、取締役または監査役に求められる経験や識見などを有する適切な人物を候補者としてご提案しております。

相談役、顧問、参与につきましては、それぞれ業務上の必要に応じて委嘱しており、相談役は、現職経営層の諮問に対する助言、地域の各種団体等から要請を受けた役職就任などの役割を、顧問は、特命事項の遂行という役割を担っております。参与からは、当社事業の重要事項について貴重な意見をいただき、地域連携を図る一助となっております。

以 上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

I 企業集団の事業の概況

1 事業の経過および成果

当期の我が国経済は、設備投資の増加などにより緩やかに回復していましたが、米中貿易摩擦等を背景とした輸出や生産の低迷により、次第に弱含みとなりました。

北陸地域の経済は、設備投資および北陸新幹線による交流人口が高水準を維持したものの、生産活動が弱めの動きとなったことなどから、拡大の速度が一段と緩やかになりました。

また、足下では新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の景気は大幅に下押しされ、厳しい状況にあります。

このような経済情勢の中、当年度の連結収支につきましては、売上高（営業収益）は、小売販売電力量の減少はあるものの、卸販売電力量の増加やグループ会社の売上増加などにより、前年度に比べ51億円増の6,280億円となり、これに営業外収益を加えた経常収益は38億円増の6,303億円となりました。

経常利益は、小売販売電力量の減少や法的分離対応費用の増加などはあるものの、石炭およびLNG火力発電所の稼働増や減価償却費の減少、グループ会社の利益増加などにより、前年度に比べ165億円増の232億円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に比べ109億円増の134億円となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

[電気事業]

当年度の総販売電力量につきましては、314億96百万キロワット時となり、前年度と比較しますと3.6%の増加となりました。

このうち、小売販売電力量につきましては、電灯における暖冬影響や、電力における景気減速の影響などから、250億54百万キロワット時となり、前年度と比較しますと3.9%の減少となりました。また、卸販売電力量につきましては、卸電力取引所等への販売増から、64億42百万キロワット時となり、前年度と比較しますと48.4%の増加となりました。

供給力につきましては、志賀原子力発電所1・2号機が引き続き運転できなかったことや七尾大田火力発電所2号機・敦賀火力発電所2号機の計画外停止等から、厳しい状況となりました。

しかしながら、水力・火力発電所の補修時期を調整するなど供給面での諸対策を講じた結果、供給を維持することができました。

収支につきましては、売上高は、小売販売電力量の減少などから、前年度に比べ33億円減の5,708億円となりました。

また、営業利益は、小売販売電力量の減少や法的分離対応費用の増加などはあるものの、石炭およびLNG火力発電所の稼働増や減価償却費の減少などから、前年度に比べ156億円増の208億円となりました。

[その他の事業]

売上高は、請負工事の増加などから、前年度に比べ71億円増の1,071億円、営業費用は、前年度に比べ58億円増の983億円となりました。この結果、営業利益は前年度に比べ12億円増の87億円となりました。

〈事業別の業績〉

	売上高		営業費用		営業利益	
	金額	増減	金額	増減	金額	増減
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
電気事業	5,708	△ 33	5,499	△ 189	208	156
その他の事業	1,071	71	983	58	87	12
計	6,780	37	6,483	△ 131	296	169
内部取引消去	△ 499	—	△ 497	—	△ 1	—
連結	6,280	51	5,985	△ 115	294	166

なお、2020年4月1日付で、当社の一般送配電事業を吸収分割により北陸電力送配電株式会社に承継いたしました。今後も引き続き、送配電事業の中立性・公平性を確保しつつ、電力の安定供給確保と地域の発展への貢献という使命を北陸電力グループ一体となって果たしてまいります。

2 対処すべき課題

(1) 経営環境および長期的な経営戦略

我が国では人口減少やIoT・AI、EV等の新技術による産業構造の変化が進み、今後は、技術革新による既存のビジネスモデルの破壊や新たなビジネスの創出、持続可能な社会への意識の高まり等、更なる変化が想定されています。また、エネルギー業界は、電力小売全面自由化以降の競争激化、地球温暖化に関する環境規制等、非連続な変化に晒されており、この傾向は今後加速していくと見ています。

このような中、2019年4月に「北陸電力グループ2030長期ビジョン」を策定・公表し、「北陸と共に発展し、新たな価値を全国・海外へ」を当社グループの将来のありたい姿として掲げました。その実現に向け、「北陸を基盤とした『総合エネルギー事業』の拡大」、「新たな成長事業の開拓」の2つを基本戦略として取り組んでまいります。

＜基本戦略①＞北陸を基盤とした「総合エネルギー事業」の拡大

ありたい姿の実現に向け、2030年度に向けた総合エネルギー事業の方向性を次のとおり設定しました。

発電部門では設備の安全・安定稼働や低コストと低炭素化の両立、販売部門では総合エネルギーサービスや付加価値サービスの積極拡大、送配電部門では電力・サービス品質や低廉な託送料金の維持により、総合エネルギー事業の競争力強化と事業領域の拡大を目指してまいります。

＜基本戦略②＞新たな成長事業の開拓

当社グループは、今後の環境変化を見通したうえで、保有する経営資源を最大限活用し、将来の課題解決を目指した新たな事業領域を創出してまいります。

新規事業の方向性は次のとおりです。

- －既存の技術・知見・ノウハウを活かした事業エリアの拡大（全国・海外へ）
 - －当社の地場優位性を活かした北陸地域での新製品・サービス展開
 - －新製品・サービスに関する北陸地域での成功事業を、域外へも展開
- ※上記については他社とのアライアンスやM&A等も選択肢

また、集中的に取り組む分野として、「地域の課題解決」、「保有資源と新技術を融合した新たなサービス」、「海外電力事業」の3つを挙げています。

(2) 経営方針および対処すべき課題

当社グループは「北陸電力グループ2030長期ビジョン」達成に向けた具体的な実行計画として、「第一次中期経営方針・計画<2019～2022年度>」を2019年4月に策定・公表しました。2020年度は、第一次中期経営方針の変更は行わず、2018年度および2019年度に相次いで発生した大型石炭火力発電所の計画外停止等の情

勢変化を踏まえ、施策の加速化および見直しを図るため、「第一次中期経営計画＜2019～2022年度＞【2020年度版】」を策定しました。引き続き、以下の4つの柱からなる経営方針のもと、諸課題へ着実に取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、事業継続計画の適切な運用等により電力の安定供給確保に万全を期すとともに、販売電力量の減少等による業績悪化リスクに迅速・的確に対処してまいります。また、同感染症の最終的な影響を予見することは困難であるため、今後の事態の推移を見極めつつ、必要に応じ諸計画を見直してまいります。

1. 安定供給の確保

供給安定性、経済性に優れ、発電時にCO₂を排出しないことから、ベースロード電源として重要な役割を担う志賀原子力発電所の安全強化に徹底して取り組むとともに、新規制基準への適合性確認審査に的確に対応し、早期再稼働を目指してまいります。

また、高稼働が続いている水力・火力発電設備の確実な運転保守管理、経年設備の計画的な更新および燃料の安定的調達等を通じ、引き続き安定供給を確保いたします。

流通設備についても、高経年設備の計画的な更新等により、安定供給を確保するとともに再生可能エネルギー大量導入への対応やレジリエンス（強靱性・回復力）向上に向けた訓練・設備の充実に向けて取り組んでまいります。

2. 総合エネルギー事業の競争力強化

志賀原子力発電所の早期再稼働・安定稼働、再生可能エネルギーの拡大など低炭素化と経済性を両立する電源構成を構築するとともに、総合エネルギー事業の展開等による積極的な営業活動やお客さまのニーズを捉えたサービスの展開等を通じて、可能な限り販売を拡大してまいります。

また、安全最優先を前提とした更なる業務効率化を徹底するとともに、将来の新たなサービスの検討・実施や電力システム改革をはじめとする国の政策に戦略的に対応し、さらなる事業基盤の強化を目指してまいります。

3. グループ総力による事業領域拡大

今後の人口動態やIoT・AIをはじめとする技術革新等により、社会・経済構造や社会のニーズが劇的に変化していくことが想定されます。このような環境の中、グループの持続的な成長のため、持ち得る経営資源や新技術を最大限活用することで、既存事業領域の拡大および新たな事業領域の創出に取り組み、事業ポートフォリオの変革を目指すとともに社会課題の解決に貢献してまいります。

4. 企業文化の深化

当社グループが持続的に成長していくため、安全最優先の徹底をはじめとする安全文化の更なる深化や業務品質の向上に取り組んでまいります。加えて、お客さまや地域の皆さまとの双方向対話活動を展開し、地域社会から信頼いただけるよう取り組んでいくとともに、経営効率化をはじめとした当社グループの取組みについて、丁寧な説明に努めてまいります。

また、ダイバーシティの推進や更なる労働生産性向上に加え、創造力のある多様な人財の育成や新技術の活用を進めるとともに、ワークライフバランスを踏まえた取組みを強化し、個人・組織が能力を最大限発揮できる活力ある職場づくりを行ってまいります。

なお、関西電力株式会社における金品受領問題を受けて、当社では、不適切な金品等の受領および工事発注に係る不適切な事案がなかったことを確認しておりますが、当社として自律的に企業倫理・法令遵守の更なる徹底を図る観点から、社内ルールである行動規範の一部改正し、慣習的な儀礼の機会での常識的な範囲内の贈答品であっても受け取りを辞退することといたしました。

当社としては、今後も、電気事業連合会に設置された企業倫理等委員会での議論等も踏まえながら、より一層のコンプライアンスの徹底に向けた不断の取組みを進めてまいります。

(3) 目標とする経営指標等

2019年4月に「北陸電力グループ2030長期ビジョン」において、当社グループの将来のありたい姿を踏まえ、以下の財務目標を設定・公表いたしました。

- 連結自己資本比率 2030年度までに30%以上
- 連結経常利益 期間平均（2019～2030）350億円以上
- 事業ポートフォリオ 2030年度頃までに連結経常利益ベースで
電気事業：電気事業以外＝2：1

<投資および株主還元の基本的な考え方>

志賀原子力発電所の再稼働や電源の安定稼働、総合エネルギー事業の拡大、成長事業の創出により、キャッシュの創出に努めていくとともに、安定配当を継続するという配当方針のもと、安定的な事業運営や持続的な成長を遂げるために必要な投資、財務基盤の強化、株主還元バランスよく配分してまいります。

3 設備投資の状況

(1) 当年度における設備投資額

区 分	投 資 額
電 気 事 業	698 億円
その他の事業	81
合 計	779

(2) 当年度中に出力を変更した主な設備

設備別	名 称	概 要	運転開始年月
発 電	富山新港火力発電所 1号機	出力 50万キロワット →24万キロワット (出力減)	2019年6月

4 資金調達の状況

(1) 社 債

発 行 額	償 還 額
700億円	699億円

(注) 発行額はすべて国内普通社債であります。

(2) 長期借入金

借 入 額	返 済 額
400億円	461億円

(3) 短期借入金

当年度における短期借入金の総借入額と総返済額を差し引きした結果、1億円の純増となりました。

5 財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 (第93期)	2017年度 (第94期)	2018年度 (第95期)	2019年度 (当期)(第96期)
売 上 高(億円) (営 業 収 益)	5,425	5,962	6,229	6,280
経 常 利 益(億円)	20	26	66	232
親会社株主に帰属する 当期純利益(億円)	△6	△4	25	134
1株当たり当期純利益	△2円98銭	△2円33銭	12円07銭	64円34銭
総 資 産(億円)	15,180	15,887	15,731	15,929

Ⅱ 企業集団および当社の概況（2020年3月31日現在）

1 企業集団の主要な事業内容

電気事業

2 企業集団の主要な事業所等

(1) 当社の主要な事業所および発電所

本店	(富山市)
地域共生本部	(金沢市)
原子力本部	(石川県志賀町)
支店	富山支店 (富山市), 高岡支店 (高岡市), 新川支店 (魚津市), 石川支店 (金沢市), 七尾支店 (七尾市), 小松支店 (小松市), 福井支店 (福井市), 丹南支店 (越前市)
支社	東京支社 (東京都千代田区)
営業所	5か所 (飛騨市, 南砺市, 輪島市, 珠洲市, 敦賀市)
送配電支社	富山送配電支社 (富山市), 石川送配電支社 (金沢市), 福井送配電支社 (福井市)
配電センター	8か所 (魚津市, 飛騨市, 南砺市, 小松市, 輪島市, 珠洲市, 大野市, 敦賀市)
電力センター	3か所 (魚津市, 小松市, 越前市)
水力センター	6か所 (富山市 (2か所), 飛騨市, 魚津市, 白山市, 大野市)
水力発電所 (出力 8万 キロワット以上)	神通川第一発電所 (富山市) 和田川第二発電所 (富山市) 手取川第二発電所 (白山市) 有峰第一発電所 (富山市) 有峰第二発電所 (富山市)
火力発電所 (出力 25万 キロワット以上)	富山火力発電所 (富山市) 福井火力発電所 (坂井市) 富山新港火力発電所 (射水市) 敦賀火力発電所 (敦賀市) 七尾大田火力発電所 (七尾市)
原子力発電所	志賀原子力発電所 (石川県志賀町)

(注) 送配電支社, 配電センターおよび電力センターは, 2020年4月1日付で北陸電力送配電株式会社に承継されております。

(2) 子会社等の本店

【連結子会社】	
北陸電力送配電株式会社	(富山市)
日本海発電株式会社	(富山市)
北陸発電工事株式会社	(富山市)
北電テクノサービス株式会社	(富山市)
北陸電気工事株式会社	(富山市)
日本海コンクリート工業株式会社	(富山市)
北陸通信ネットワーク株式会社	(金沢市)
北電情報システムサービス株式会社	(富山市)
北陸エルネス株式会社	(富山市)
北電産業株式会社	(富山市)
日本海環境サービス株式会社	(富山市)
北電技術コンサルタント株式会社	(富山市)
北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社	(富山市)
株式会社北陸電力リビングサービス	(富山市)
北電パートナーサービス株式会社	(富山市)
北陸電力ウィズスマイル株式会社	(富山市)
【持分法適用関連会社】	
株式会社ケーブルテレビ富山	(富山市)

3 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数 (前年度末比増減)
電 気 事 業	5,326名 (48名増加)
その他の事業	3,236名 (16名増加)
合 計	8,562名 (64名増加)

4 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
【連結子会社】	百万円	%	
北陸電力送配電株式会社	5	100.0	一般送配電事業の承継に向けた準備業務
日本海発電株式会社	7,350	100.0	発電事業
北陸発電工事株式会社	95	100.0	火力・原子力発電設備に関する工事
北電テクノサービス株式会社	50	100.0	水力発電・変電設備の保守
北陸電気工事株式会社	3,328	50.1	電気工事
日本海コンクリート工業株式会社	150	80.0	コンクリートボール・パイルの製造・販売
北陸通信ネットワーク株式会社	6,000	100.0	専用通信回線サービス, データ伝送回線サービス
北電情報システムサービス株式会社	50	100.0	ソフトウェアの開発・保守
北陸エルネス株式会社	200	65.0	LNGの販売
北電産業株式会社	100	100.0	不動産の賃貸・管理, 人材派遣, リース
日本海環境サービス株式会社	50	100.0	環境調査, 環境緑化
北電技術コンサルタント株式会社	50	100.0	土木・建築工事の調査・設計・監理
北陸電力ビジネスソリューション株式会社	110	100.0	エネルギーソリューション事業
株式会社北陸電力リビングサービス	50	100.0	家庭向け営業業務
北電パートナーサービス株式会社	20	100.0	電力設備の保守, 電力関連施設の運営
北陸電力ウィズスマイル株式会社	17	100.0	オフィスサポート業務
【持分法適用関連会社】			
株式会社ケーブルテレビ富山	2,010	13.4	有線テレビ放送サービス

- (注) 1 出資比率は自己株式を控除して計算しております。
- 2 当社は、2019年4月1日付で子会社として北陸電力送配電株式会社を設立し、2020年4月1日付で当社の一般送配電事業を吸収分割により同社に承継させました。2020年4月1日現在の同社の資本金は、100億円であります。
- 3 当社は、2020年3月2日付で子会社として北陸電力ウィズスマイル株式会社を設立いたしました。
- 4 北陸発電工事株式会社は、2020年4月1日付で商号を北陸プラントサービス株式会社に変更しております。

5 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高 億円
株式会社みずほ銀行	899
日本生命保険相互会社	635
株式会社北陸銀行	449
株式会社日本政策投資銀行	404
明治安田生命保険相互会社	325
株式会社三菱UFJ銀行	307
株式会社北國銀行	257
株式会社三井住友銀行	240
第一生命保険株式会社	205
三井住友信託銀行株式会社	150
大樹生命保険株式会社	150

6 当社の株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 4億株
 (2) 発行済株式総数 2億1,033万3,694株
 (3) 株主数 8万3,634名
 (4) 大株主

株主名	持株数 および 出資比率	比率 %
富山県	11,270 千株	5.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,590	5.1
北陸電力従業員持株会	7,728	3.7
株式会社北陸銀行	7,700	3.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,005	2.9
株式会社北國銀行	6,000	2.9
日本生命保険相互会社	4,752	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	3,788	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	3,746	1.8
株式会社みずほ銀行	3,341	1.6

(注) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 自己株式の取得、処分および保有

	取得または 処分の株 数	取得または 処分価額の総額
単元未満株式の買取り請求による取得	6,691株	5百万円
単元未満株式の買増し請求による処分	548	0
決算期における保有株式	1,557,821	—

(注) 上表における株式は全て普通株式であります。

7 当社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
久 和 進	代表取締役会長	北陸経済連合会会長 一般財団法人北陸産業活性化センター会長 呉羽観光株式会社代表取締役社長 とやま医療健康システム株式会社代表取締役社長 株式会社カターレ富山代表取締役会長
金 井 豊	代表取締役社長 社長執行役員	黒部川電力株式会社代表取締役
石 黒 伸 彦	代表取締役副社長 副社長執行役員 地域共生本部長 原子力本部長	
尾 島 志 朗	代表取締役副社長 副社長執行役員 営業本部長	北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社代表取締役社長 富山共同自家発電株式会社代表取締役社長
水 野 弘 一	代表取締役副社長 副社長執行役員 送配電事業本部長	北陸電力送配電株式会社代表取締役社長
須 河 元 信	取締役 常務執行役員 送配電事業本部副本部長	
水 谷 和 久	取締役 常務執行役員	北電パートナーサービス株式会社代表取締役社長 北陸電力ウィズスマイル株式会社代表取締役社長
塩 谷 誓 勝	取締役 常務執行役員	
松 田 光 司	取締役 常務執行役員	

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
川田達男	取締役	セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者 KBセーレン株式会社代表取締役会長 Seiren U.S.A. Corporation取締役会長 ダイキン工業株式会社社外取締役 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員) 富士フィルムホールディングス株式会社社外取締役
高木繁雄	取締役	富山商工会議所会頭 日医工株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外監査役 川田テクノロジー株式会社社外監査役
安宅建樹	取締役	株式会社北國銀行代表取締役頭取 金沢商工会議所会頭 一般社団法人石川県銀行協会会長 澁谷工業株式会社社外監査役
高松正	常勤監査役	
水上靖仁	常勤監査役	
細川俊彦	監査役	弁護士 富山市個人情報保護審査会会長 富山市行政不服審査会会長 富山県個人情報保護審議会会長 富山県都市計画審議会会長 富山県国土利用計画審議会会長
秋庭悦子	監査役	特定非営利活動法人あすかエネルギーフォーラム理事長
伊東忠昭	監査役	福井商工会議所会頭

- (注) 1 取締役 川田達男, 同 高木繁雄, 同 安宅建樹は, 社外取締役であります。
 2 監査役 細川俊彦, 同 秋庭悦子, 同 伊東忠昭は, 社外監査役であります。
 3 当社は, 社外取締役および社外監査役全員を, 株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し, 届け出ております。
 4 当期中における取締役の異動は次のとおりであります。

2019年6月26日	取締役 常務執行役員 高林幸裕が退任
2019年6月26日	松田光司が取締役に就任
2019年6月26日	取締役 松田光司が取締役 常務執行役員に就任

- 5 代表取締役副社長 副社長執行役員 水野弘一, 取締役 常務執行役員 須河元信は, 2020年3月31日, 取締役を辞任いたしました。
 6 常勤監査役 水上靖仁は, 当社の経理部長を経験し, 財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には, 開示すべき関係はありません。

(2) 取締役および監査役に対する報酬等

取締役 13名 275百万円（うち社外取締役 3名 17百万円）

監査役 5名 63百万円（うち社外監査役 3名 17百万円）

- (注) 1 上記には、第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
- 2 当年度（2019年度）に係る役員賞与については、支給しないことといたしました。
- 3 株主総会決議による報酬限度額
- 取締役 月額 42百万円
- 監査役 月額 8百万円

(3) 当年度における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況（出席率）	監査役会出席状況（出席率）
社 外 取締役	川 田 達 男	100%	
	高 木 繁 雄	100%	
	安 宅 建 樹	100%	
社 外 監査役	細 川 俊 彦	100%	100%
	秋 庭 悦 子	100%	100%
	伊 東 忠 昭	100%	100%

上記出席状況のもと、各社外取締役は取締役会、各社外監査役は取締役会および監査役会における議論の中で、独立した客観的な立場から、経験と識見等を活かして有益な発言をしております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項に関する取締役および監査役の責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。

Ⅲ 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2 当年度に係る会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

- (1) 当社および子会社が支払うべき報酬等の額の合計額

83百万円

- (2) (1)の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額の合計額

50百万円

- (3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの入手資料や報告聴取を通じて、会計監査人の監査計画、報酬見積りの算出根拠および前事業年度における職務執行状況等を総合的に検討した上で、同意しております。

3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識に関する会計基準」に関する助言業務についての対価を支払っております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等、会計監査人が継続してその職責を遂行する上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行います。

Ⅳ 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容およびその運用状況の概要

「業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議の内容は以下のとおりです。

当社は、安全最優先の徹底と法令等や企業倫理遵守のもと、効率的かつ公正・透明な事業活動を展開するため、業務の適正を確保するための体制の維持・改善に努めていく。

当社は、「隠さない風土」のもとで、この取組みを通じ業務品質の向上に努めるとともに、事業環境の変化に適応しつつ、引き続きお客さまをはじめ皆さまから「信頼され選択される北陸電力グループ」を目指していく。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役は、企業活動における法令等の遵守を明示した「行動規範」を定め、これを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう適切に指導・監督を行う。
 - ・取締役会は、原則として月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役を交え、多様な視点を踏まえた意思決定及び監督を行う。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、取締役会議事録をはじめ、決裁文書等、取締役の職務執行に関する情報について、保存期間等の管理方法及び情報セキュリティ対策を明示した社内規則を定め、適切に管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役は、自然災害、原子力災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象に対し、これに迅速かつ確に対応するため、「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則にその対応手順や体制等を定める。また、各部署は、取締役の指揮のもと、定期的に訓練・教育等を実施し、事象発生時の迅速な復旧、被害拡大防止等の対応に備える。
 - ・取締役は、不確実性に伴う経営リスクについて、適宜把握・評価のうえ、取締役会にて毎年度策定する経営計画等の諸計画に反映するとともに、必要に応じて、組織の整備や全社横断的な委員会等を設置し、適切に対応する。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会への付議事項を含む重要事項については、原則として週1回開催する常務会及びその他の会議体において適宜審議する等、効率的な業務運営に努める。
 - ・取締役は、指揮命令系統及び各職位の責任・権限並びに業務手続きを社内規則において明確化するとともに、情報システムの活用により、迅速かつ適切な意思決定及び効率的な職務執行を図る。
5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・社長を委員長とし、社外有識者を委員に含む「コンプライアンス推進委員会」を中心として、「行動規範」の周知徹底を図る等、コンプライアンスの全社的活動を推進するとともに、コンプライアンス上の問題を社内外から受け付ける企業倫理情報窓口（ホイッスル北電）の適切な運用を図る。また、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、全社をあげて毅然として対応する。

- ・取締役は、設備の保安活動にあたり、法令等の遵守が確実に行われるための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・取締役は、財務報告の信頼性を確保するための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・取締役は、社内規則の制定及び契約書の締結にあたり、法務部門が法令等との整合を審査する仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・内部監査部門は、法令等の遵守状況、その他従業員の職務執行の状況を把握し、その改善を図るため、定期的又は必要に応じて監査を実施し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、適切な対応を図る。
6. 北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・取締役は、北陸電力グループとして目指すべき基本的方向性及び経営目標を「グループ経営方針」として示し、グループ各社は、その達成を目指し取り組む。
 - ・取締役は、「グループ会社運営規程」を定め、グループ各社の経営上の重要事項について、事前協議を受ける体制を整備するほか、グループ経営協議会等を通じ、相互の緊密な連携を図る。
 - ・北陸電力グループ各社は、当社に準じて、法令遵守をはじめとする業務の適正を確保する体制・仕組みを整備し、適切な運用を図る。
7. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、監査役を補助する専任組織として監査役室を置き、必要な人員を配置するとともに、その人事異動については監査役と事前協議を行う。
 - ・取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会又は監査役に報告する。また、取締役及び従業員は、職務執行の状況等について、監査役が報告を求めた場合は、これに応じる。
 - ・取締役は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう、適切に対応する。
 - ・取締役は、監査役の常務会等の重要会議への出席及び決裁文書の閲覧のほか、適切な予算の配分等、監査役が必要に応じ調査できる環境を整備する。
 - ・取締役は、監査役との定期的な意見交換を通じて相互認識を深めるとともに、内部監査部門は、監査役及びそのスタッフと緊密に連携し、監査役監査が効果的に行われるよう努める。
8. その他（附則）
- ・非取締役の常務執行役員は、本決議文中の「取締役」に準ずる者として、業務の適正を確保するための体制整備に努める。

同体制の当該事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンスの徹底を「北陸電力グループ第一次中期経営計画」に掲げるとともに、社長メッセージの発信等により、従業員が「行動規範」を遵守するよう指導・監督を行っている。
 - ・企業倫理・法令遵守の一層の徹底を図る観点から、贈答・接待に係るルールを明確化し、「行動規範」を改正している。
 - ・取締役会を11回開催し、社外取締役を交え重要事項を協議・決定するとともに、取締役の職務執行を監督している。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 決裁書等の社内文書については、「文書規程」に基づき、管理・保管している。また、電子情報については「情報セキュリティ規程」に基づき、諸対策を実施している。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則に基づき、「全社防災訓練」「原子力防災訓練」等の各種訓練・教育を実施している。
 - ・ 業務に関連するリスクについては、適宜把握・評価のうえ年度の諸計画に反映するとともに、必要に応じて社内委員会等の部門横断的な会議体で審議している。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 会長及び役付執行役員で構成する「常務会」を48回開催し、取締役会付議事項を含む重要事項を審議している。
 - ・ 「組織規程」「職務権限規程」等により、職務執行のルール・手続きを明確化している。
5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 「コンプライアンス推進委員会」を2回開催しているほか、社長メッセージの発信、職場討議の実施等、法令遵守に係る各種取り組みを推進している。
 - ・ 「保安規程」「財務報告に係る内部統制規程」「法務審査要則」等に基づき、各業務の適正確保に係る各種取り組みを実施している。
 - ・ 「考査規程」「原子力監査要則」等に基づき、内部監査部門による監査を実施するとともに、その結果を取締役に報告している。
6. 北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・ 「北陸電力グループ第一次中期経営方針」にて、北陸電力グループの基本的方向性等を示している。
 - ・ 「グループ会社運営規程」に基づき、グループ各社から協議・報告を受ける事項を明確化するとともに、「グループ経営協議会」を随時開催し、相互連携を確保している。
 - ・ グループ各社は、「業務の適正を確保するための体制の整備」を取締役会決議し、法令遵守をはじめとした各種取り組みを実施している。
7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 「監査役室」を設置し、監査役の職務を補佐する専任スタッフを配置している。
 - ・ 「組織規程」に監査役への協力に関する事項を定め、取締役及び従業員は、監査役監査に誠実に対応するとともに、監査の実効性を高めるための各種環境を整備している。また、取締役及び内部監査部門は、適宜、監査役と意見交換を実施し、相互連携を確保している。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	1,317,528	固 定 負 債	982,083
電気事業固定資産	868,834	社 債	445,000
水力発電設備	103,385	長期借入金	414,374
汽力発電設備	205,706	退職給付に係る負債	31,081
原子力発電設備	127,834	資産除去債務	82,788
送電設備	157,113	そ の 他	8,839
変電設備	87,262	流 動 負 債	253,569
配電設備	150,277	1年以内に期限到来の固定負債	102,873
業務設備	30,675	短期借入金	11,829
その他の電気事業固定資産	6,580	支払手形及び買掛金	36,214
その他の固定資産	48,447	未払税金	17,920
固定資産仮勘定	141,843	そ の 他	84,732
建設仮勘定及び除却仮勘定	135,715	引 当 金	20,823
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	6,127	渴水準備引当金	20,823
核 燃 料	88,575	負 債 合 計	1,256,476
装荷核燃料	26,219		
加工中等核燃料	62,356	株 主 資 本	323,508
投資その他の資産	169,827	資 本 金	117,641
長期投資	101,688	資本剰余金	33,992
退職給付に係る資産	16,262	利益剰余金	175,226
繰延税金資産	44,781	自 己 株 式	△ 3,351
そ の 他	7,139	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△ 1,533
貸倒引当金(貸方)	△ 44	その他有価証券評価差額金	2,986
流 動 資 産	275,404	繰延ヘッジ損益	△ 1,974
現金及び預金	163,419	退職給付に係る調整累計額	△ 2,546
受取手形及び売掛金	65,538	非支配株主持分	14,481
たな卸資産	31,759	純 資 産 合 計	336,456
そ の 他	14,796		
貸倒引当金(貸方)	△ 109		
合 計	1,592,933	合 計	1,592,933

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	598,577	営業収益	628,039
電気事業営業費用	547,004	電気事業営業収益	570,175
その他事業営業費用	51,573	その他事業営業収益	57,864
営業利益	29,461		
営業外費用	8,538	営業外収益	2,313
支払利息	7,657	受取配当金	687
その他	880	受取利息	99
		持分法による投資利益	29
		その他	1,497
当期経常費用合計	607,116	当期経常収益合計	630,352
当期経常利益	23,236		
渴水準備金引当又は取崩し	△ 1		
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△ 1		
特別損失	1,138		
減損損失	1,138		
税金等調整前当期純利益	22,100		
法人税等	7,367		
法人税等	5,699		
法人税等調整額	1,668		
当期純利益	14,732		
非支配株主に帰属する当期純利益	1,299		
親会社株主に帰属する当期純利益	13,433		

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当連結会計年度期首残高	117,641	33,992	161,786	△ 3,347	310,073
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			13,433		13,433
自己株式の取得				△ 5	△ 5
自己株式の処分			△ 0	1	0
連結子会社による 非連結子会社の合併に伴う増減			7		7
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の 当該連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	-	0	13,439	△ 3	13,435
当連結会計年度末残高	117,641	33,992	175,226	△ 3,351	323,508

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産 合計
	その 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	4,568	53	△ 1,230	3,391	13,486	326,950
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						13,433
自己株式の取得						△ 5
自己株式の処分						0
連結子会社による 非連結子会社の合併に伴う増減						7
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						0
株主資本以外の項目の 当該連結会計年度変動額（純額）	△ 1,581	△ 2,028	△ 1,315	△ 4,925	995	△ 3,929
当連結会計年度変動額合計	△ 1,581	△ 2,028	△ 1,315	△ 4,925	995	9,506
当連結会計年度末残高	2,986	△ 1,974	△ 2,546	△ 1,533	14,481	336,456

連 結 注 記 表

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 16社
- ② 連結子会社の名称

北陸電力送配電株式会社、日本海発電株式会社、北陸発電工事株式会社、北電テクノサービス株式会社、北陸電気工事株式会社、日本海コンクリート工業株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、北電情報システムサービス株式会社、北陸エルネス株式会社、北電産業株式会社、日本海環境サービス株式会社、北電技術コンサルタント株式会社、北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社、株式会社北陸電力リビングサービス、北電パートナーサービス株式会社、北陸電力ウィズスマイル株式会社

当連結会計年度において、新たに設立した北陸電力送配電株式会社及び北陸電力ウィズスマイル株式会社を連結の範囲に含めている。

なお、北陸発電工事株式会社は、2020年4月1日付で商号を北陸プラントサービス株式会社に変更している。

- ③ 連結の範囲から除外した子会社の名称

株式会社パワー・アンド・IT、ホッコー商事株式会社、株式会社ジェスコ

連結の範囲から除外した子会社は、事業内容、グループ内における取引高及び取引内容ほか、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等の規模からみて、これらを連結の範囲から除いても、連結計算書類に及ぼす影響に重要性が乏しい。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用関連会社の数 1社
- ② 持分法適用関連会社の名称

株式会社ケーブルテレビ富山

- ③ 持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社パワー・アンド・IT、ホッコー商事株式会社、株式会社ジェスコ

- ④ 持分法を適用しない関連会社の名称

黒部川電力株式会社、富山共同自家発電株式会社、日本海建興株式会社、前田電工株式会社、北陸計器工業株式会社、北陸エナジス株式会社、北陸電機製造株式会社、福井都市ガス株式会社、有限責任事業組合遠隔看護支援協議会、北配電業株式会社

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、事業内容、グループ内における取引高及び取引内容ほか、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、これらを持分法の対象から除いても、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響に重要性が乏しい。

(3) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ

時価法

(ハ) たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定額法、無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他連結計算書類の作成のための重要な事項に記載している。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

従来、当社及び連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法を採用していたが、当社及び電気事業を営む連結子会社については、当連結会計年度より定額法に変更している。

人口減少、省エネ技術の進展等の構造的な要因により、北陸エリアの電力需要は安定的に推移する見通しである。また、電力システム改革により、発電、小売事業においては、自由化の進展による競争環境下の中、より安定的かつ経済的な事業運営が求められる。送配電事業においては、2020年度の法的分離による分社化を控え、中立性を確保し、効率的な事業運営及び安定供給に資する経営が期待されている。

このような、事業環境の変化に対応するため、当社及びグループ会社においては、当連結会計年度、2030年度に向けた長期ビジョン及び第一次中期経営計画を新たに策定し事業別の戦略を明確化することを契機に、固定資産の使用実態を踏まえ、減価償却方法について再検討を行った。発電事業においては、2018年度の富山新港火力発電所LNG1号機の運転開始により、今後は、発電設備全般の維持・管理の投資が中心となることを見込まれる。加えて、これまで、電力需要の伸長を背景とした設備形成の下で各電源の稼働状況が変化してきたが、今後は、電力需要の見通しや競争環境の激化、LNG火力運転開始による電源の多様化などを踏まえ、保有電源を最大限活用した安定的かつ経済的な運用が見込まれる。また、送配電事業においては、安定供給に万全を期すとともに、設備の効率的な維持運用に取り組むこととしており、安定的な使用が見込まれる。

こうした状況を踏まえ、当社及び電気事業を営む連結子会社については、有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更することが、設備の使用実態を適切に反映すると判断した。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の減価償却費が減少し、営業利益が19,148百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ19,154百万円増加している。

③ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に

帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。

(四) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。

(五) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号。以下「改正法」という）に基づき使用済燃料再処理機構（以下「機構」という）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになる。なお、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれている。

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は改正法第4条に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとしている。なお、2005年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未計上残高については、2019年度まで毎連結会計年度均等額を使用済燃料に係る拠出金として納付し、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

(六) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(七) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用している。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

2 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

(当 社)

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む） 495,000百万円

株式会社日本政策投資銀行からの借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）
40,251百万円

(連結子会社)

担保資産

その他の固定資産 3,510百万円

投資その他の資産 5百万円

担保付債務

長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む） 231百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,678,894百万円

(3) 保証債務等

以下の会社等の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社 27,880百万円

日本原子力発電株式会社 17,492百万円

黒部川電力株式会社 2,825百万円

従業員の住宅及び厚生資金借入 8,861百万円

合 計 57,059百万円

(4) 湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条に基づく引当金である。

3 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 210,333,694株

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する。

① 配当金の総額 2,087百万円

② 1株当たり配当額 10円

③ 基準日 2020年3月31日

④ 効力発生日 2020年6月26日

なお、配当原資については利益剰余金を予定している。

4 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、電気事業の運営上必要な資金を、社債発行及び金融機関からの借入れ等により調達している。

長期投資（その他有価証券）は、主に株式であり、定期的に時価及び発行体の財務及び事業状況等を確認している。

受取手形及び売掛金は、主に電灯料及び電力料であり、特定小売供給約款等に基づき、お客さまごとに期日及び残高管理を行っている。

有利子負債の殆どは、中長期的に利率が確定している社債や長期借入金で構成されていることから、市場金利の変動による業績への影響は限定的である。また、為替相場等の変動リスクに晒されている有利子負債は為替相場等の変動リスクの回避を行っている。

デリバティブ取引は、為替相場や燃料価格等の変動リスクの回避あるいは資金調達コストの低減を図る目的で行っており、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とした取引は行っていない。取引にあたっては、社内規程に基づき、信用度の高い金融機関等を相手方として、通常業務から発生する債権債務等を対象に、執行箇所及び管理箇所を定め、代表取締役の承認を受けて行っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれていない（(注)2参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
資産			
① 長期投資（その他有価証券）	11,636	11,636	－
② 現金及び預金	163,419	163,419	－
③ 受取手形及び売掛金	65,538	65,538	－
負債			
④ 社債（※1）	495,000	500,274	5,274
⑤ 長期借入金（※1）	466,375	479,688	13,313
⑥ 短期借入金	11,829	11,829	－
⑦ 支払手形及び買掛金	36,214	36,214	－
⑧ デリバティブ取引（※2）	(2,740)	(2,740)	－

（※1）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」として計上されているものが含まれている。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示している。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

① 長期投資（その他有価証券）

時価は、取引所の価格によっている。

② 現金及び預金、ならびに ③ 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

④ 社債

時価は、市場価格のある社債は市場価格に基づき、市場価格のない社債は、元利金の合計額を新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割引く方法により算定している。

⑤ 長期借入金

時価は、元利金の合計額を新規に同様の調達を実施した場合に想定される利率で割引く方法により算定している。

⑥ 短期借入金、ならびに ⑦ 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑧ デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格によっている。なお、通貨スワップの振当処理によるもの、ならびに、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載している。(上記「⑤長期借入金」参照)

- (注) 2 非上場株式及び出資証券等(連結貸借対照表計上額36,863百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれる。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「①長期投資(その他有価証券)」には含まれていない。

5 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,542円20銭
 (2) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 64円34銭

6 その他の注記

- (1) 連結計算書類の用語、様式及び作成方法については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に準拠し、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)に準じて作成している。

(2) 特別損失

減損損失1,138百万円は、主として富山新港火力発電所1号機に起因するものである。同機は、2020年10月からの休止計画を決定しており、現時点で明確な再稼働時期が見込めず、投資の回収が困難であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。

(3) 共通支配下の取引等

① 取引の概要

当社は、2020年4月1日付で、当社の一般送配電事業を会社分割の方法により、北陸電力送配電株式会社へ継承させた。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)等に基づき、共通支配下の取引として処理している。

なお、分割、承継された資産、負債の金額は以下のとおりである。

北陸電力送配電株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額(2020年4月1日現在)

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	434,763百万円	固定負債	4,687百万円
流動資産	13,768百万円	流動負債	6,710百万円
合計	448,532百万円	合計	11,397百万円

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	1,295,316	固 定 負 債	968,646
電 気 事 業 固 定 資 産	871,796	社 債	445,000
水 力 発 電 設 備	96,977	長 期 借 入 金	414,156
汽 力 発 電 設 備	206,632	リ ー ス 債 務	1
原 子 力 発 電 設 備	128,308	関 係 会 社 長 期 債 務	111
内 燃 力 発 電 設 備	123	退 職 給 付 引 当 金	18,476
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	2,152	資 産 除 去 債 務	82,661
送 電 設 備	159,686	雑 固 定 負 債	8,237
変 電 設 備	88,020	流 動 負 債	253,115
配 電 設 備	158,723	1年以内に期限到来の固定負債	102,579
業 務 設 備	31,074	短 期 借 入 金	11,000
貸 付 設 備	97	買 掛 金	23,631
附 帯 事 業 固 定 資 産	2,168	未 払 金	9,369
事 業 外 固 定 資 産	9,522	未 払 費 用	48,837
固 定 資 産 仮 勘 定	139,854	未 払 税 金	15,050
建 設 仮 勘 定	133,668	預 り 金	311
除 却 仮 勘 定	58	関 係 会 社 短 期 債 務	23,624
使 用 済 燃 料 再 処 理 関 連 加 工 仮 勘 定	6,127	諸 前 受 金	15,967
核 燃 料	88,575	雑 流 動 負 債	2,742
装 荷 核 燃 料	26,219	引 当 金	20,823
加 工 中 等 核 燃 料	62,356	渴 水 準 備 引 当 金	20,823
投 資 そ の 他 の 資 産	183,398	負 債 合 計	1,242,585
長 期 投 資	99,227	株 主 資 本	285,928
関 係 会 社 長 期 投 資	30,437	資 本 金	117,641
長 期 前 払 費 用	1,492	資 本 剰 余 金	33,993
前 払 年 金 費 用	19,698	資 本 準 備 金	33,993
繰 延 税 金 資 産	32,553	利 益 剰 余 金	137,644
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 10	利 益 準 備 金	28,386
流 動 資 産	234,214	そ の 他 利 益 剰 余 金	109,258
現 金 及 び 預 金	140,449	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	2
売 掛 金	51,464	別 途 積 立 金	70,000
諸 未 収 入 金	1,991	繰 越 利 益 剰 余 金	39,255
貯 蔵 品	28,494	自 己 株 式	△ 3,351
前 払 費 用	3,159	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,017
関 係 会 社 短 期 債 権	2,785	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,991
雑 流 動 資 産	5,980	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,974
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 111	純 資 産 合 計	286,945
合 計	1,529,530	合 計	1,529,530

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	553,654	営業収益	573,868
電気事業営業費用	550,821	電気事業営業収益	570,911
水力発電費	20,017	電灯料	172,744
汽力発電費	166,722	電力料	280,668
原子力発電費	38,836	地帯間販売電力料	3,459
内燃力発電費	73	他社販売電力料	51,573
新エネルギー等発電費	171	託送収益	15,205
地帯間購入電力料	2,863	事業者間精算収益	803
他社購入電力料	101,368	再エネ特措法交付金	41,947
送電費	24,890	電気事業雑収益	4,496
変電費	13,728	貸付設備収益	13
配電費	42,605		
販売費	21,396		
貸付設備費	7		
一般管理費	33,920		
接続供給託送料	4,243		
再エネ特措法納付金	63,489		
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	780		
電源開発促進税	10,306		
事業税	5,410		
電力費振替勘定(貸方)	△ 10		
附帯事業営業費用	2,832	附帯事業営業収益	2,957
ガス供給事業営業費用	2,827	ガス供給事業営業収益	2,949
その他附帯事業営業費用	5	その他附帯事業営業収益	8
営業利益	(20,214)		
営業外費用	8,171	営業外収益	3,663
財務費用	7,919	財務収益	2,532
支払利息	7,654	受取配当金	2,461
社債発行費	265	受取利息	70
事業外費用	251	事業外収益	1,130
固定資産売却損	1	固定資産売却益	117
雑損	250	雑収益	1,013
当期経常費用合計	561,825	当期経常収益合計	577,532
当期経常利益	15,707		
渴水準備金引当又は取崩し	△ 1		
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△ 1		
特別損失	1,138		
減損損失	1,138		
税引前当期純利益	14,570		
法人税等	4,275		
法人税等	2,094		
法人税等調整額	2,180		
当期純利益	10,294		

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本金 剰余金	利益剰余金					利益 剰余金 合計		
		資本金 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金						
				海外投資等 損失準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当事業年度期首残高	117,641	33,993	28,386	5	70,000	28,958	127,350	△ 3,347	275,637	
当事業年度変動額										
海外投資等損失準備金 の取崩				△ 2		2		-	-	
当期純利益						10,294	10,294		10,294	
自己株式の取得								△ 5	△ 5	
自己株式の処分						△ 0	△ 0	1	0	
株主資本以外の項目の 当該事業年度変動額 (純額)										
当事業年度変動額合計	-	-	-	△ 2	-	10,296	10,294	△ 3	10,290	
当事業年度末残高	117,641	33,993	28,386	2	70,000	39,255	137,644	△ 3,351	285,928	

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その 他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
当事業年度期首残高	4,551	53	4,605	280,243
当事業年度変動額				
海外投資等損失準備金 の取崩				-
当期純利益				10,294
自己株式の取得				△ 5
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 当該事業年度変動額 (純額)	△ 1,559	△ 2,028	△ 3,588	△ 3,588
当事業年度変動額合計	△ 1,559	△ 2,028	△ 3,588	6,702
当事業年度末残高	2,991	△ 1,974	1,017	286,945

個別注記表

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(ロ) その他有価証券

時価のあるもの

当期末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

石炭、燃料油、ガス、バイオマス燃料及び一般貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項に記載している。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

従来、当社は、有形固定資産の減価償却方法について、定率法を採用していたが、当期より定額法に変更している。

人口減少、省エネ技術の進展等の構造的な要因により、北陸エリアの電力需要は安定的に推移する見通しである。また、電力システム改革により、発電、小売事業においては、自由化の進展による競争環境下の中、より安定的かつ経済的な事業運営が求められる。送配電事業においては、2020年度の法的分離による分社化を控え、中立性を確保し、効率的な事業運営及び安定供給に資する経営が期待されている。

このような、事業環境の変化に対応するため、当期、2030年度に向けた長期ビジョン及び第一次中期経営計画を新たに策定し事業別の戦略を明確化することを契機に、固定資産の使用実態を踏まえ、減価償却方法について再検討を行った。発電事業においては、2018年度の富山新港火力発電所LNG1号機の運転開始により、今後は、発電設備全般の維持・管理の投資が中心となることが見込まれる。加えて、これまでは、電力需要の伸長を背景とした設備形成の下で各電源の稼働状況が変化してきたが、今後は、電力需要の見通しや競争環境の

激化、LNG火力運転開始による電源の多様化などを踏まえ、保有電源を最大限活用した安定的かつ経済的な運用が見込まれる。また、送配電事業においては、安定供給に万全を期すとともに、設備の効率的な維持運用に取り組むこととしており、安定的な使用が見込まれる。

こうした状況を踏まえ、有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更することが、設備の使用実態を適切に反映すると判断した。

これにより、従来の方法に比べて、当期の減価償却費が減少し、営業利益が19,327百万円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ19,334百万円増加している。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、当社の確定給付企業年金制度については、当期末における年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を上回っているため、前払年金費用として計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理している。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

② 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。

③ 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号。以下「改正法」という）に基づき使用済燃料再処理機構（以下「機構」という）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになる。なお、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれている。

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は改正法第4条に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとしている。なお、2005年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未計上残高については、2019年度まで每期均等額を使用済燃料に係る拠出金として納付し、

「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

- ④ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。
- ⑤ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用している。

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

2 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む）	495,000百万円
株式会社日本政策投資銀行からの借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	40,251百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,602,061百万円
--------------------	--------------

(3) 保証債務等

以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社	27,880百万円
日本原子力発電株式会社	17,492百万円
黒部川電力株式会社	2,825百万円
合 計	48,197百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

長期金銭債権	2,952百万円
短期金銭債権	2,768百万円
長期金銭債務	111百万円
短期金銭債務	23,960百万円

(5) 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ガス供給事業	専用固定資産	2,164百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	1,592百万円
	合 計	3,757百万円

- (6) 湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条に基づく引当金である。

3 損益計算書に関する注記

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 関係会社との営業取引による取引高 | |
| 費用 | 41,646百万円 |
| 収益 | 3,784百万円 |
| (2) 関係会社との営業取引以外の取引高 | 2,193百万円 |
| (3) 特別損失 | |

減損損失1,138百万円は、主として富山新港火力発電所1号機に起因するものである。同機は、2020年10月からの休止計画を決定しており、現時点で明確な再稼働時期が見込めず、投資の回収が困難であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。

4 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--------------------|------------|
| 当期末における自己株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 1,557,821株 |

5 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費損金算入限度超過額	15,324百万円
資産除去債務	12,054百万円
湯水準備引当金	5,820百万円
退職給付引当金	5,166百万円
税務上の繰越欠損金	2,297百万円
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理費用	2,029百万円
法人税法上の繰延資産損金算入限度超過額	1,295百万円
その他	14,974百万円
繰延税金資産小計	58,961百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 9,851百万円
評価性引当額小計	△ 9,851百万円
繰延税金資産合計	49,110百万円

繰延税金負債

資産除去債務相当資産	△ 9,838百万円
前払年金費用	△ 5,507百万円
その他有価証券評価差額金	△ 1,209百万円
その他	△ 1百万円
繰延税金負債合計	△16,556百万円
繰延税金資産の純額	32,553百万円

6 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,374円42銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 49円31銭 |

7 その他の注記

(1) 「電気事業会計規則の一部を改正する省令」(平成31年経済産業省令第34号)により、電気事業会計規則が改正されたため、当期の計算書類は、改正後の電気事業会計規則に基づいて作成している。

(2) 共通支配下の取引等

① 取引の概要

当社は、2020年4月1日付で、当社の一般送配電事業を会社分割の方法により、北陸電力送配電株式会社へ承継させた。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)等に基づき、共通支配下の取引として処理している。

なお、分割、承継された資産、負債の金額は以下のとおりである。

北陸電力送配電株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額(2020年4月1日現在)

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	434,763百万円	固定負債	4,687百万円
流動資産	13,768百万円	流動負債	6,710百万円
合計	448,532百万円	合計	11,397百万円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

北陸電力株式会社

代表取締役会長 久 和 進 殿

EY新日本有限責任監査法人

富 山 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 裕 之 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春 日 淳 志 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 田 康 宏 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸電力株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3)会計方針に関する事項 ②重要な減価償却資産の減価償却の方法 (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)」に記載されているとおり、会社及び電気事業を営む連結子会社は、当連結会計年度より有形固定資産の減価償却方法を変更した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

北陸電力株式会社

代表取締役会長 久 和 進 殿

EY新日本有限責任監査法人

富 山 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 裕 之 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春 日 淳 志 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 田 康 宏 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸電力株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2)固定資産の減価償却の方法（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）」に記載されているとおり、会社は、当期より有形固定資産の減価償却方法を変更した。
 2. 「その他の注記 (2)共通支配下の取引等」に記載されているとおり、会社は、2020年4月1日付で、会社の一般送配電事業を会社分割の方法により、北陸電力送配電株式会社へ承継させた。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成する

ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店、支店、支社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

なお、志賀原子力発電所の安全対策の実施状況等を確認しておりますが、今後ともその取組状況を注視してまいります。

2020年5月15日

北陸電力株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	高 松	正	㊟
常 勤 監 査 役	水 上	靖 仁	㊟
監査役(社外監査役)	細 川	俊 彦	㊟
監査役(社外監査役)	秋 庭	悦 子	㊟
監査役(社外監査役)	伊 東	忠 昭	㊟

以 上

—メ モー—

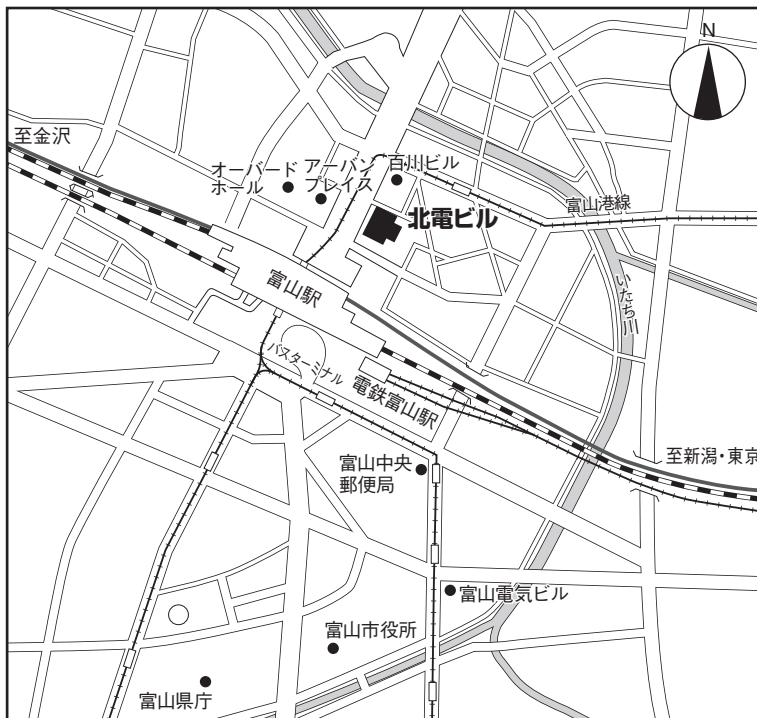
〈新型コロナウイルス感染症への対応について〉

- ・感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、**極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。**

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内

会 場 富山市牛島町15番1号
北電ビル 2階大ホール



○会場には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用願います。